

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20180201	有限会社梶運送 法人番号(2260002 022353) 代表者梶房修	岡山県倉敷市片島町71 -1	玉島営業所	岡山県倉敷市玉島乙島8 256-70	輸送施設の使用停止 (90日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第9条第1項、第17 条第1項、第4項及び 第18条第1項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成29 年5月17日及び同年6月5日に監査実施。15 件の違反が認められた。(1)事業計画の変更 認可違反(営業所の位置)(貨物自動車運送事 業法施行規則(以下施行規則)第2条第1項第 2号)(2)事業計画の変更認可違反(車庫)(施 行規則第2条第1項第4号)(3)事業計画の変 更認可違反(休憩・睡眠施設)(施行規則第2 条第1項第5号)(4)乗務時間等の基準の遵 守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下安全規則)第3条第4項)(5)健康状態 の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(6) 点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項 及び第2項)(7)点呼の記録義務違反(安全規 則第7条第5項)(8)点呼の記録事項義務違 反(安全規則第7条第5項)(9)乗務等の記録 事項義務違反(安全規則第8条第1項)(10) 運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第 9条の5第1項)(11)運転者に対する指導監 督違反(安全規則第10条第1項)(12)特定の 運転者に対する適性診断受診義務違反(安全 規則第10条第2項)(13)整備管理者の解任 未届出違反(道路運送車両法第52条)(14) 運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第 23条第1項)(15)運行管理補助者の要件違 反(安全規則第18条第3項)	9	9
20180201	全農物流株式会社 法人番号(3010001 011918) 代表者鈴木盛夫	東京都千代田区神田錦町 3-13-7	西日本支社岡 山営業部営業 課	岡山県岡山市北区大内田 841番地	輸送施設の使用停止 (95日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	当該事業者から無車検運行を行った旨の自主 申告があったことを端緒として、平成29年8月 28日及び同年9月5日に監査を実施。7件の 違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の 遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実 施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及 び第3項)(3)点呼の記録事項義務違反(安全 規則第7条第5項)(4)運転者台帳の記載事 項義務違反(安全規則第9条の5第1項及び 第2項)(5)無車検運行(道路運送車両法第5 8条第1項)(6)定期点検整備の実施違反(道 路運送車両法第48条)(7)整備管理者の研 修受講義務違反(安全規則第15条)	10	10

20180216	有限会社工藤興業 法人番号(5260002 023638) 代表者工藤勝史	岡山県倉敷市連島町連島 142番地43	本社営業所	岡山県倉敷市連島町連島 142番地43	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第4項	酒気帯び運転を惹起したことを端緒として、平成29年8月22日及び同年9月19日に監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第7条第1項及び第2項)(2)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(3)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条第1項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(6)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	1	1
20180219	株式会社エヌテック 法人番号(8011101 003230) 代表者石井真詞	東京都新宿区神楽坂1丁 目15番地	岡山営業所	岡山県玉野市玉原3丁目 11番1号	輸送施設の使用停止 (40日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	情報提供を端緒として、平成29年7月18日及び同年8月3日に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(7)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	4	4
20180219	幸福運輸株式会社 法人番号(2240001 030524) 代表者後藤洋志	広島県福山市箕沖町105 -18	本社営業所	広島県福山市箕沖町105 -18	輸送施設の使用停止 (50日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成29年6月29日に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(7)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)	5	5

20180223	有限会社美保運輸 法人番号(6270002 008901) 代表者安田香織	鳥取県米子市大篠津町3 313	本社営業所	鳥取県米子市大篠津181 7-2	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	過積載運送を行ったとして、鳥取県公安委員会から通知を受けたことを端緒に、平成29年11月16日及び同年12月26日に監査実施。1件の違反が認められた。(1)過積載による運送の引受け(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	2	2
20180223	藤岡運送有限会社 法人番号(8270002 004618) 代表者藤岡重勝	鳥取県鳥取市佐治町葛谷 14-26	佐治営業所	鳥取県鳥取市佐治町葛谷 14-26	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	過積載運送を行ったとして、鳥取県公安委員会から通知を受けたことを端緒に、平成29年11月29日に監査実施。1件の違反が認められた。(1)過積載による運送の引受け(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	2	2
20180228	働産運輸株式会社 法人番号(7240001 026261) 代表者橋本渉	広島県呉市広多賀谷2丁 目7-5	本社営業所	広島県呉市広多賀谷2丁 目7-5	輸送施設の使用停止 (50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	酒酔い運転をしたとして、山口県公安委員会から通知を受けたことを端緒として、平成29年5月18日、同年5月26日、及び同年6月23日に監査を実施。10件の違反が認められた。 (1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)(7)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)(9)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)(10)運転者に対する指導監督の記録義務違反(安全規則第10条第1項)	5	5